

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月25日

【事業年度】 第69期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 石原薬品株式会社

【英訳名】 Ishihara Chemical Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹 森 莞 爾

【本店の所在の場所】 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

【電話番号】 078—681—4801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 浅 野 真 司

【最寄りの連絡場所】 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

【電話番号】 078—681—4801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 浅 野 真 司

【縦覧に供する場所】 石原薬品株式会社 東京支店  
(東京都台東区台東2丁目26番11号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第69期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正（記載の追加）を要する箇所がありましたので、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

### 3 【配当政策】

（訂正前）

当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど弾力的な還元策をはかっていく方針であります。また、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより実質的な株主還元の一層の強化を図っていきたいと考えます。なお、健全な経営基盤を維持するため内部留保の充実を図るとともに、内部留保資金の活用については、研究開発や新事業、新技術開発など将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当してまいります。

この基本的な考えに基づき、当期の利益配当金は1株につき普通配当36円00銭（うち中間配当1株当たり18円00銭）の配当を実施いたしました。この結果、配当性向は23.2%、自己資本利益率は9.2%、自己資本配当率は2.1%となりました。

なお、当社は、中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金額の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月15日取締役会決議	133,559	18.00
平成19年6月28日定時株主総会決議	133,559	18.00

(訂正後)

当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど弾力的な還元策をはかっていく方針であります。また、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより実質的な株主還元の一層の強化を図っていきたいと考えます。なお、健全な経営基盤を維持するため内部留保の充実を図るとともに、内部留保資金の活用については、研究開発や新事業、新技術開発など将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

この基本的な考えに基づき、当期の利益配当金は1株につき普通配当36円00銭(うち中間配当1株当たり18円00銭)の配当を実施いたしました。この結果、配当性向は23.2%、自己資本利益率は9.2%、自己資本配当率は2.1%となりました。

なお、当社は、中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金額の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月15日取締役会決議	133,559	18.00
平成19年6月28日定時株主総会決議	133,559	18.00

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) <省略>

(訂正後)

(1)～(3) <省略>

(4) 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、また、その決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(6) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。